

瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸内クルージングポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し、広島県広告取扱要綱及び広島県広告取扱基準に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 40ピクセル、横 185ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNG
ただし、アニメーションGIFなど動きのあるものを使用する場合にあっては、ポータルサイトを閲覧する者の目への負担が大きくなるものではないものであること。
- (3) 容量 5kb以下

2 広告枠はポータルサイトのトップページに配置するものとし、その位置及び枠数は知事が定める。

(掲載基準)

第3条 広告の画像及びそのリンク先のページ内容は、行政の品位を損なう恐れのないもので、かつ、県民に不利益を与えないものとし、広島県広告取扱要綱第4条第2項及び広島県広告取扱基準第3に該当するものは掲載しない。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、広告1枠あたり、月額3,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 広告掲載料は広告の掲示費用とし、広告デザイン等広告作成に要する費用は広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の負担とする。

(広告の募集)

第5条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、ポータルサイトなど県の広報媒体を利用して行う。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定により募集する。

(広告の掲載期間)

第6条 掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を越える期間を希望することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、土木建築局港湾漁港整備課長が定める。

(審査会)

第7条 第9条の規定による審査を行うため、瀬戸内クルージングポータルサイト広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設け、必要の都度開催する。

2 広告審査会は、委員長及び委員で構成する。

- 3 広告審査会の委員長は土木建築局港湾漁港整備課長を、委員は土木建築局港湾漁港整備課長が指名する職にある者をもって構成する。
- 4 広告審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(広告掲載申込み)

- 第8条 申込者は、別記様式第1号による申込書を県が別に定める期限までに提出し、掲載を申し込むものとする。
- 2 県は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、広告の掲載に必要な範囲内で資料の提出を求めることができる。

(掲載広告の決定)

- 第9条 県は、前条の規定による掲載申込みがあったときは、広告審査会による審査を経て掲載の可否を決定する。
- 2 県は、前項の規定により掲載する可否を決定したときは、申込者に対し、その決定の内容を別記様式第2号による瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載決定通知書又は別記様式第3号若しくは別記様式第3号の2による瀬戸内クルージングポータルサイト広告非掲載決定通知書により通知する。
 - 3 県は、第1項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、前項の規定により通知する際、併せて当該指定した広告枠を通知するものとする。

(掲載決定順序)

- 第10条 掲載申込みのあった広告(第3条に該当しないものに限る。)が広告枠の数を超える場合は、次に掲げる順序により掲載する広告を決定する。
- (1) 広島県の観光に係る法人及び団体の広告
 - (2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人及び団体の広告
 - (3) 公益法人及び公益的団体の広告(前号に掲げるものを除く。)
 - (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
 - (5) 県内に事業所、事務所等を有する私企業又は事業を営む個人の広告(前号に掲げるものを除く。)
 - (6) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、広告の掲載を希望する期間の長いものを優先する。
 - 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の納付)

- 第11条 第9条第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、県が指定する期日までに広告掲載料を知事が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(広告主の責務)

- 第12条 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に利益を与える行為その他の不正な行為を行

ってはならない。

- 2 広告主は、第9条第2項の規定により決定を受けたポータルサイトへの広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿（画像データをいう。以下同じ。）を自己の負担により作成し、県が指定する期日までに県に提出しなければならない。

- 2 県は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先が、広告掲載申込書に記載された内容と相違していないこと、第3条に該当するものでないことを確認しなければならない。
- 3 県は、前項の場合において、提出のあった広告原稿及びリンク先が適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。
- 4 この要領に定めるもののほか、広告原稿の作成に必要な事項は、仕様書で別に定める。

(広告の掲載)

第14条 県は、第11条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、前条の又は次条規定により提出のあった広告原稿及びリンク先が適当と認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、県に対し、別記様式第4号による瀬戸内クルージングポータルサイト掲載広告等変更申込書により県に届け出、県の了承を得るものとする。

(広告掲載のとりやめの申出)

第16条 広告主は、別記様式第5号による瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載取りやめ申出書の提出により、ポータルサイトへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

- 2 県は、前項の規定による申出があった場合には、直ちに、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 県は、前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であって、取りやめた日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残りの月数が3か月以上であるときは、当該残りの月数から広告掲載の事務手続に要する期間として2か月を減じた月数に相当する広告掲載料を広告主に返還するものとする。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じて既納の広告掲載料を返還する。

- 3 前項の場合において1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月数の掲載日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 県がポータルサイトの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。）は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、機器等の保守又は工事を除き、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
- 5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、ポータルサイトへの広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月27日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載申込書

平成 年 月 日

広島県知事様

(申込者)

住所

氏名

印

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

瀬戸内クルージングポータルサイトに広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

申込みにあたっては、瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

1 リンク先ホームページ

(1) 内容

(2) URL

2 広告の内容

(1) 掲載希望枠数

枠

(2) 掲載希望期間（掲載期間は月単位とし、募集する期間内で記入すること。）

平成 年 月 ～ 平成 年 月

(3) 広告（バナー画像）の内容（広告の内容案を記入。別紙でも可。）

3 添付書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第2号（第9条関係）

瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

広島県知事
(港湾漁港整備課)

平成 年 月 日付けで掲載の申込みのありました 様の広告については、
審査した結果、瀬戸内クルージングポータルサイトに次のとおり掲載することに決定しましたの
で、通知します。

ついては、広告掲載料を別紙納入通知書により納付し、領収書の写しと掲載する広告バナー画
像を平成 年 月 日（ ）までに土木建築局港湾漁港整備課に提出してください。

なお、期限までに広告掲載料の納付及び広告バナー画像の提出がない場合は、掲載の決定を取
り消すことがあります。

1 掲載する広告

(1) 掲載枠数 枠 (枠番号: 番)

(2) 掲載期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日 (か月間)

(3) 広告の内容

ア 内容

イ リンク先アドレス <http://>

2 広告掲載料

金 円

納付期限:平成 年 月 日 ()

別紙納入通知書により納付してください。

3 広告バナー画像等提出期限

平成 年 月 日

4 承認条件

瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載取扱要領を遵守すること。

5 提出場所・問い合わせ先

広島県土木建築局港湾漁港整備課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082) 228-0976

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第3号（第9条関係）

瀬戸内クルージングポータルサイト広告非掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

広島県知事
(港湾漁港整備課)

平成 年 月 日付けで掲載の申込みのありました 様の広告については、審査及び選考の結果、今回は掲載できないこととなりましたので、通知します。

応募状況等

募集広告数 枠
応募者数 者
掲載者数 者
非掲載者数 者

(うち瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載取扱要領第3条に定める基準に該当し非掲載とした者 者)

【問い合わせ先】

広島県土木建築局港湾漁港整備課
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
電話 (082) 228-0976

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第3号の2（第9条関係）

瀬戸内クルージングポータルサイト広告非掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

広島県知事
(港湾漁港整備課)

平成 年 月 日付けで掲載の申込みのありました 様の広告については、審査の結果、次の理由により非掲載とすることに決定したので、通知します。

非掲載とする理由

瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載取扱要領第3条該当

【問い合わせ先】

広島県土木建築局港湾漁港整備課
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
電話 (082) 228-0976

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第4号（第15条関係）

瀬戸内クルージングポータルサイト掲載広告等変更申込書

平成 年 月 日

広島県知事様

(申込者)

住所

氏名

印

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

瀬戸内クルージングポータルサイトに掲載している広告を次のとおり変更したいので、申し込みます。

1 変更内容

区分	画像	リンク先アドレス
現行		
変更後		

2 変更理由

3 掲載開始希望日

平成 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第5号（第16条関係）

瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載取りやめ申出書

広島県知事様

(申込者)

住所

氏名

印

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

瀬戸内クルージングポータルサイトに掲載している広告を取りやめたいので、申し出ます。

1 現掲載内容

(1) 掲載決定番号及び年月日

(2) 掲載枠数 枠 (枠番号： 番)

(3) 掲載期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日 (ヶ月)

(4) 広告の内容

ア 内容

イ リンク先アドレス <http://>

2 取りやめ理由

3 取りやめ希望日

平成 年 月 日から

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。